

**所得税 + 個人住民税  
の額は変わりません**

例 扶養なしの場合

◆税源移譲前			
給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

●税源移譲後の税負担			
所得税	住民税	合計	
62,000	126,500	188,500	
160,500	260,500	421,000	
376,500	404,500	781,000	
868,500	650,500	1,519,000	

(単位：円)

●税源移譲後も税負担は同じ

※人的控除と一定の社会保険料控除があるものとして計算しています。その他の控除は含まれていません  
※税源移譲前の所得税と住民税には、定率減税による減額は反映していません

●個人住民税の税率  
(所得割)

個人住民税の税率が一律10% 平成19年6月分～

課税所得の段階	平成18年度まで		平成19年度からの税率
	税率	速算控除額	
200万円以下の場合	3%	0円	<b>一律 6%</b>
市民税 200万円超700万円以下の場合	8%	100,000円	
700万円超の場合	10%	240,000円	<b>一律 4%</b>
県民税 700万円以下の場合	2%	0円	
700万円超の場合	3%	70,000円	

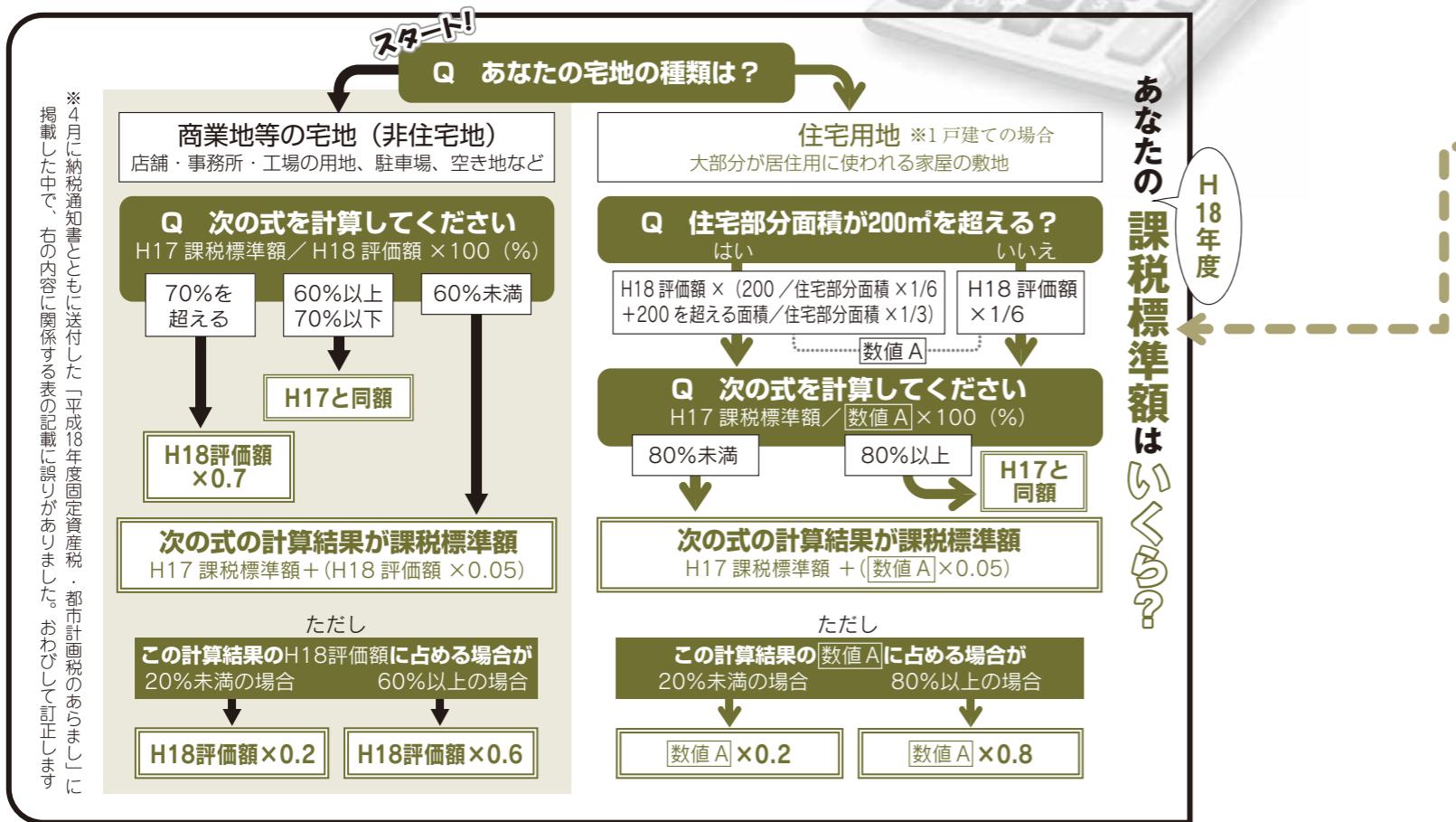
三位一体改革の一環で所得税(国)から個人住民税(地方)へ約3兆円規模の税源が移譲されます。収入や所得控除などに変わりがない場合でも所得税が減り、個人住民税(所得割)が増えます。



により  
**個人住民税が増えます**  
所得税が減ります

●所得税の税率  
4段階の税率を6段階に 平成19年1月分～

平成18年分の所得税			平成19年分の所得税から		
課税所得の段階	税率	速算控除額	課税所得の段階	税率	速算控除額
330万円以下	10%	0円	195万円以下	5%	0円
			195万円超330万円以下	10%	97,500円
330万円超900万円以下	20%	330,000円	330万円超695万円以下	20%	427,500円
			695万円超900万円以下	23%	636,000円
900万円超1,800万円以下	30%	1,230,000円	900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円
			1,800万円超	37%	2,490,000円



固定資産税額 = 平成18年度課税標準額 × 1.4%

平成18年度 課税資産(土地・家屋)明細書

所在地	課税地積/課税床面積(m <sup>2</sup> )	固定資産課税標準額(円)	固定資産参考税額(円)
新規地址/既報地址/変更構造・変更番号	評価額(円)	都市計画税課税標準額(円)	都市計画税参考税額(円)
○○○○○○	00,000	0,000,000	0,000,000
宅地・家屋	000,000/00,000	0,000,000	0,000,000

H17課税標準額 H18評価額

明細書にあるこれらの数値を左の算出シートに当てはめて課税標準額を求めてください

☆負担水準のばらつき

急激に地価が上がったバブル経済のころ、土地の固定資産税の極端な負担増加を緩和するためとられた「負担調整措置」。一気に税額を上げると納税者の負担が大きいため、適正な負担水準に向けて毎年徐々に税額を上げていく措置です。しかしその後地価は下落し、地価の下落を評価額に反映させていますが、当時の評価額の上昇が大きかった地域ほど、この措置の影響を受け負担水準が低くなり、そういう地域と「負担水準のばらつき」が生じました。



あなたの固定資産税額は  
こうして決まる

固定資産税額の計算方法の変更

宅地にかかる固定資産税の負担水準の均衡化をさらに進めるため、今年度から税額の計算方法が変わっています。地域による「負担水準のばらつき」※を是正するための改正です。徐々に適正な負担水準にしていくため、税額の計算は複雑になっています。4月に課税対象者にて、あなたの宅地の固定資産税額を確認してみてください。

